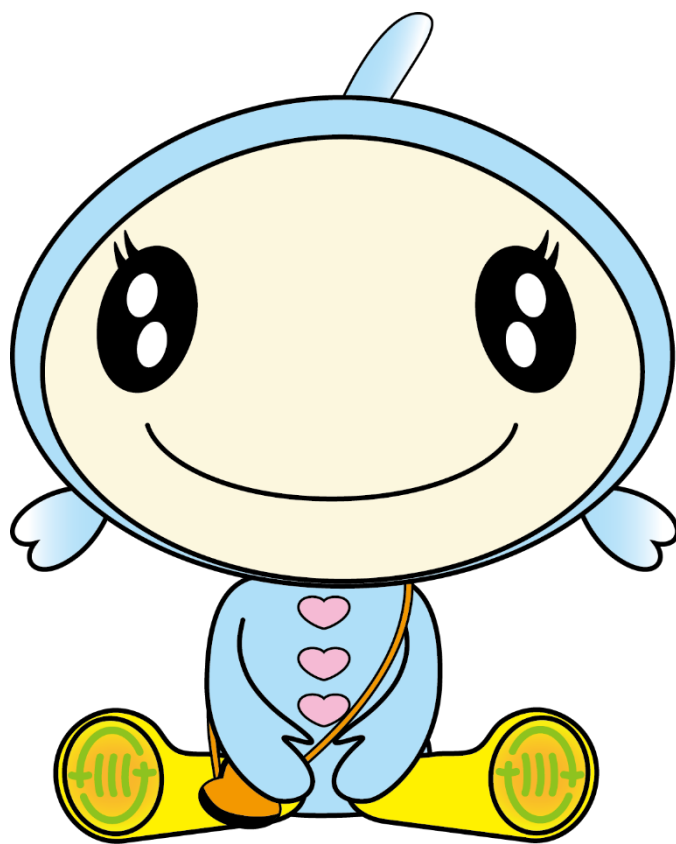


《令和8年度実施》

令和9年4月採用 滑川町職員採用試験案内



滑川町マスコットキャラクター
ターナちゃん

- ◆募集職種 一般事務職（障害者を含む）・保健師
社会福祉士・学芸員（考古学）
- ◆試験日 令和8年9月20日（日）

1 募集概要

募集職種	採用予定人員	受験資格（職務内容）
一般事務 (A)	若干名	高等学校以上を卒業した人、または令和9年3月末までに卒業見込みの人で、次の年齢要件を満たす人 ・平成10年4月2日以降に生まれた人 (一般行政事務に従事します。)
一般事務 (障害者対象) (A)		高等学校以上を卒業した人、または令和9年3月末までに卒業見込みの人で、次の要件をすべて満たす人 ・平成8年4月2日以降に生まれた人 ・身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受け、介護者なしに職務遂行可能であり、活字印刷による試験及び口頭により面接試験に対応できること (一般行政事務に従事します。)
保健師 (B)	若干名	保健師の資格を有する人、または令和9年3月末までに資格取得見込みの人で、次の年齢要件を満たす人 ・平成3年4月2日以降に生まれた人 (保健師業務及び一般行政事務に従事します。)
社会福祉士 (C)	若干名	社会福祉士の資格を有する人、または令和9年3月末までに資格取得見込みの人で、次の年齢要件を満たす人 ・平成8年4月2日以降に生まれた人 (保健師業務及び一般行政事務に従事します。)
学芸員 (考古学) (D)	若干名	学校教育法に基づく大学または大学院において日本考古学又は文化財学を専攻し、博物館法に基づく学芸員の資格を有する人、または令和9年3月末までに資格取得見込みの人。また、発掘調査への参加経験を有し、発掘調査報告書または日本考古学の専門論文の執筆歴を有する人で、次の年齢要件を満たす人 ・平成8年4月2日以降に生まれた人 (学芸員業務及び一般行政事務に従事します。)

※最終合格者には、職歴等に関する証明書類を提出していただきます。

※次のいずれかに該当する人は、受験できません。

地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する人


- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・滑川町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日（第1次試験）

区 分	試験日	試験会場	合格発表
1次試験	9月20日（日） ・受付 8時30分から ・着席 9時15分まで	滑川町役場	合否にかかわらず受験者全員に通知します。
2次試験	日時・場所については、1次試験合格者に通知します。		合否にかかわらず受験者全員に通知します。

※試験結果については、不合格者で受験者本人に限り、開示を請求することができます。開示期間は、それぞれの試験合格発表から30日（土・日・祝日を除く）までとします。請求の方法は、本人が身分証明書（運転免許証、学生証等）を持参し、総務政策課へ直接お越しく下さい。

3 受験手続

受付期間	令和8年7月3日（金）から令和8年7月24日（金）
申込先	〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1 総務政策課総務担当 宛て
提出書類	採用試験申込書（写真を貼付すること）
申込書類等 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・滑川町役場総務政策課窓口 ・滑川町ホームページからダウンロード https://www.town.namegawa.saitama.jp/ 
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・持参 午前8時30分から午後5時15分までに、総務政策課総務担当へ提出してください。（ただし、土・日及び祝日は受理できません。） ・郵送 封筒表面に「職員採用試験関係書類在中」と朱書きし、7月24日（金）までに到着したものに限り、（「特定記録」又は「簡易書留」で郵送してください。これらによらない場合の事故等については、責任は負いません。）
受験票の送付	申込書を受理した後、内容を審査し、後日、受験票を郵送いたします。なお、試験当日は、受験票に申込書に添付したものと同一写真（最近6ヵ月以内に撮影した上半身脱帽正面向の縦4cm×横3cm）を貼って、持参してください。試験当日、写真を貼っていない人は受験できません。

※提出書類は、一切返却しません。

4 試験科目

職 種	試 験 科 目	
	1次試験	2次試験
・一般事務 ・学芸員（考古学）	教養試験①、小論文②、検査④⑤	面接（個人）
・保健師 ・社会福祉士	教養試験①、専門試験③、検査④⑤	

5 試験内容詳細

- ① 教養試験…公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式の筆記試験を行います。最終学歴に関係なく高等学校卒業程度の内容を行います。
- ② 小論文…公務員として必要な作文能力について試験を行います。
- ③ 専門試験…職務上必要な専門知識について択一式の筆記試験を行います。
- ④ 事務適性検査…事務作業の基本的な文字の認識、数の処理等の要素を「正確に」「迅速に」処理する能力をみる検査を行います。
- ⑤ 職場適応性検査…公務員としての職業生活への適応性をみる検査を行います。

6 採用の方法

最終合格者は採用候補者名簿に登載された上、試験成績等を考慮し、令和8年4月1日以降に採用する予定です。

7 体調不良の場合

発熱等がある場合は受験できません。

※再試験は実施しませんのであらかじめご了承ください。

8 給与・勤務条件等

(1) 給与等

・令和8年4月1日現在における初任給は、滑川町一般職職員の給与に関する条例に基づき支給されます。

◎初任給（令和8年4月1日現在）※地域手当を含む

初任給	大学卒	245,920円	卒業後一定の実務経験がある場合は、所定の基準により職歴加算があります。
	短大卒	229,490円	
	高校卒	212,318円	

・このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれ手当の支給条件に応じて支給されます。

・昇給は、人事評価を考慮し、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間・休暇

・勤務時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、配属先により、異なった勤務時間が適用になる場合があります。

・土・日曜日及び祝日は、原則として休みとなります。

・年次有給休暇は年間最高20日（4月1日採用の場合は15日）とし、繰越しができるため年度内で最高40日間取得可能です。また、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。

(3) 福利厚生

・職員は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員となり、各種給付が受けられます。また、宿泊施設やレクリエーション施設等の割引及び貸付金の制度などがあります。

9 その他

地方公務員法の規定により、職員の採用はすべて条件付採用となり、6か月間良好な成績で勤務した後、正式採用となります。

問い合わせ・申込先

滑川町総務政策課総務担当

〒355-8585 滑川町大字福田750-1

TEL 0493-56-2211(代表)